

韓国の自転車利用活性化法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 自転車利用の現状と自転車政策

- 1 自転車利用の現状
- 2 李明博政権以降の自転車政策と課題

II 法改正の動向

III 現行法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：自転車利用活性化に関する法律

はじめに

韓国では経済成長を背景として、1980年代以降、自動車は急速に普及した⁽¹⁾。自動車の急増に伴う交通渋滞、環境問題等に対処するため、政府は1990年代以降、自転車推進政策に取り組み始め、その一環として自転車利用促進のための根拠法の制定を進めた。1994年12月22日には、政府が国会に提出した「自転車利用活性化に関する法律」（以下「自転車利用活性化法」という。）案⁽²⁾が国会本会議で可決され、翌1995年1月5日に公布された（同年7月6日施行）。

自転車利用促進のための法整備が行われた後、それを政策として大々的に展開したのが李明博（イ・ミョンバク）政権（2008年2月25日～2013年2月24日）である。同政権による積極的な自転車政策や最近の自転車の新しい利用形態の登場を背景として、自転車利用活性化法の改正も相次いで行われている。

本稿では、第I章で韓国における自転車利用の現状と李明博政権以降の自転車政策を、第II章で同政権以降の自転車利用活性化法の改正動向を、第III章で現行法の概要を紹介し、自転車利用活性化法の全文を訳出する。

I 自転車利用の現状と自転車政策

1 自転車利用の現状

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月25日である。

(1) 政府系研究機関の韓国交通研究院が運営する「国家交通DB」によると、自動車登録台数は1980年に約53万台であったが、1990年には約340万台、1995年には約850万台に達した。「자동차 등록대수」 국가교통DBウェブサイト〈<https://www.ktdb.go.kr/www/fileDownTrnsport.do?idx=10763&fileTy=1&fileNo=0>〉

(2) 「[140853] 자전거이용활성화에관한법률안 (정부)」 의안정보시스템ウェブサイト〈<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=012954>〉

韓国の自転車保有台数は最近になって大幅に増えており、2010年の620万台から2015年には1022万台に、さらに2016年には1127万台に達したと推定されている⁽³⁾。

他方、自転車保有台数の増加に伴い、自転車事故は、最近10年間で7,940件(2005年)から17,366件(2015年)へと倍増しており、そのうち、自転車側が加害者となった事故も6,920件(死亡107人、負傷7,333人)と少なくない⁽⁴⁾。自転車事故の原因としては、自転車利用者側の交通マナー違反(急な飛出し⁽⁵⁾、飲酒運転等)や、自転車専用道路が少ない等の自転車インフラの未整備(後述)が指摘されている⁽⁶⁾。

従来、韓国では自転車を、レジャー・スポーツの手段として捉える傾向があり、交通手段としての自転車利用には不便な点が多いと考えられてきた⁽⁷⁾。政府系研究機関の韓国交通研究院等が実施した「交通手段利用実態調査」(2015年)によると、韓国における通行量を基準とした自転車の交通手段分担率⁽⁸⁾は約2%であり、徒歩(36.75%)や自家用車(36.48%)に比べて著しく低調である⁽⁹⁾。

韓国交通研究院の調査によると、韓国における自転車の種類別の保有割合(2015年)は、マウンテンバイク(MTB)(39.4%)、クロスバイク(マウンテンバイクとロードバイクの中間的存在)(24.9%)、ミニベロ(小径車)(16.4%)、ロードバイク(11.7%)、電動自転車(4.3%)と続き、日本でよく見られる一般的な自転車(シティサイクル)は最下位(3.3%)である⁽¹⁰⁾。このことから、韓国の自転車利用がレジャー・スポーツを中心としていることが推測される。

2 李明博政権以降の自転車政策と課題

2008年2月に発足した李明博政権は、温室効果ガスと環境汚染を減らす持続可能な成長を目指す「低炭素グリーン成長」を国家ビジョンに掲げ⁽¹¹⁾、その一環として、日常の交通

(3) 保有台数は、いずれも韓国交通研究院による推定値である。2010年及び2015年の保有台数については次の資料を参照。「전국 자전거 보유대수는 약 1,022만 대로 추정」『월간교통』217호, 2016.3. 한국교통연구원 웹사이트 <https://www.koti.re.kr/component/file/ND_fileDownload.do?q_fileSn=3715&q_fileId=20160408_0003715_00151625> 2016年の保有台数については次の資料を参照。한국교통연구원「전국 자전거 보유대수, 1,127만대」2017.3.2. 同 <https://www.koti.re.kr/user/bbs/BD_selectBbs.do?q_bbsCode=1005&q_bbscttSn=20170302101606434&q_clCode=1&q_lwprtClCode=-1> なお、行政安全部(部は省に相当)が2008年に公表した「自転車利用活性化総合対策」では、自転車保有台数を800万台と推定している。

(4) 교통사고분석시스템(交通事故分析システム)サイト <http://taas.koroad.or.kr/sta/acs/exs/typical.do?menuId=WEB_KMP_STA_UAS_ASA> で提供している경찰(警察)DBによる。なお、2016年の自転車事故件数は、14,937件に減少している。

(5) 急な飛出しを行う自転車を意味する「자라니(チャラニ)」(自転車(자전거)と、朝鮮半島等に生息するシカ科の動物キバノロ(고라니)の合成語)という新造語も登場している。

(6) 백수진・최원국「고라니처럼 불쑥불쑥... '자라니' 한 해 5936건 사고 잦다」『조선일보』2017.11.9. <http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2017/11/09/2017110900106.html>; 백수진ほか「부족한 자전거 도로... 두바퀴는 보행자와 차 사이 곡예운전」同2017.11.10. <http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2017/11/10/2017111000153.html>; 이혜인・최원국「한 잔 마시고 밝은 페달... 차 앞에서 '갈지자 주행」同2017.11.11. <http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2017/11/11/2017111100055.html>

(7) 임명태ほか『자전거 이용 활성화를 위한 제도개선 방안 연구』국토연구원, 2007.9, p.103. 국토연구원 전자도서관ウェブサイト <<http://library.krihs.re.kr/upload/publication/publication/RR2007-09.pdf>>

(8) 人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位をトリップといい、ある交通手段のトリップ数が全交通手段のトリップ数に占める割合を、交通手段分担率という。「パーソントリップ調査とは」東京都市圏交通計画協議会ウェブサイト <<http://www.tokyo-pt.jp/person/index.html>>

(9) 연지윤ほか『교통수단 이용실태조사』(2015년도 국가교통조사 및 DB구축사업 12) 국토교통부, 2015, pp.227-228. 국가교통DBウェブサイト <<https://www.ktdb.go.kr/www/fileDownPblcte.do?pblcteNo=368>> なお、自転車の交通手段分担率を平日と週末で分けた場合は、平日が2.01%、週末は2.99%であった。

(10) 한국교통연구원「MTB를 가장 많이 보유하나 사이클 구입 늘고 있어」2016.4.11. <https://www.koti.re.kr/component/file/ND_fileDownload.do?q_fileSn=1366&q_fileId=20160511_0001366_00004864> なお、2008年以前は、マウンテンバイクが70%以上を占めていた。

(11) 諸橋邦彦・遠藤真弘「韓国「低炭素グリーン成長基本法」—経済と環境が調和した発展に向けて—」『外国の立法』No.243, 2010.3, p.19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166430_po_024302.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

手段としての自転車利用を促進する政策を打ち出した⁽¹²⁾。

2008年11月、行政安全部（部は省に相当）は、同部を含む10の関係機関が共同で策定した「自転車利用活性化総合対策」（以下「総合対策」という。）を公表し、自転車の交通手段分担率（2008年1.2%）を、2012年に5%、2017年に10%に引き上げることを目標に掲げた⁽¹³⁾。

また、同政権は2010年8月に公表した「国家自転車道路基本計画」⁽¹⁴⁾に基づき、自転車道路の整備を推進した。その結果、韓国の自転車道路の総延長距離は、同政権下ではほぼ倍増し、政権発足前の9,170.6km（2007年）から、政権末期には17,076.9km（2012年）に伸びた。自転車道路の伸長は、次の朴槿恵（パク・クネ）政権（2013年2月25日～2017年3月10日）下においても継続し、2015年には2万kmを突破し、20,788.6kmに達した⁽¹⁵⁾。

しかし、前述のとおり、李明博政権以降の自転車政策によっても、レジャー・スポーツを中心とした自転車利用の傾向に大きな変化は見られず、自転車の交通手段分担率も、総合対策で目標に掲げた10%には程遠い状況である。

日常の交通手段としての自転車利用を妨げる要因は様々であるが、韓国で自転車の利用が多い都市の1つとして知られる昌原（チャンウォン）市が19歳以上の市内在住者2,500人を対象として2013年に実施した委託調査によると、自転車利用の際の最も大きな障害として、「自転車道路の断絶」（33.2%）、「駐停車車両」（23.6%）、「歩行者及び各種設置物」（15.6%）、「路面状態不良」（10.6%）等が挙げられており⁽¹⁶⁾、自転車道路の利便性や安全性に係る問題点を指摘する声が多い。

このような問題点の指摘は、韓国の自転車道路が、歩道や車道とは完全に区別された専用道路ではなく、歩行者等との接触のおそれがある自転車・歩行者兼用道路を中心に構成されていることとも関連がある。前述のとおり、韓国の自転車道路は近年大幅に伸長したが、その内訳（2015年）は、①自転車専用道路（2,971.2km）、②自転車・歩行者兼用道路（15,833.2km）、③自転車専用レーン（791.6km）、④自転車優先道路（1,192.6km）となっており、全体の76.2%を自転車・歩行者兼用道路が占めている。自転車は必然的に歩行者との兼用道路の走行を余儀なくされるため、自転車走行の利便性や安全性が損なわれる結果をもたらしている⁽¹⁷⁾。

日常の交通手段としての自転車利用を一層促進するためには、自転車インフラの質の向上、とりわけ自転車・歩行者兼用道路の利便性や安全性の向上が不可欠となっており、朴槿恵政権下の自転車政策では、質を重視する方向へと軌道修正が図られた。

2015年3月、行政自治部（現行政安全部）は、日常の交通手段としての自転車利用を促す観点から、全国の自転車道路の大部分を占める自転車・歩行者兼用道路を安全で快適に利用できるよう、破損した道路の舗装、通行の妨害となる電柱等の移動、歩行者と自転車

(12) 藤原夏人「【韓国】自転車利用活性化法の改正」『外国の立法』No.245-1, 2010.10, pp.16-17. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050551_po_02450108.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(13) 행정안전부「건강하고 행복한 저탄소 녹색성장 사회 구현을 위한 자전거 이용 활성화 종합대책」2008.11.17, p.4. <http://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_000000000016624&fileSn=1>

(14) 행정안전부「행안부, 「국가자전거도로 기본계획」 확정」2010.8.4. <http://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDown.do?atchFileId=FILE_000000000019816&fileSn=1>

(15) 「자전거도로 및 주차시설 현황」 국가교통DBウェブサイト <<https://www.ktdb.go.kr/www/fileDownTrnsport.do?idx=10762&fileTy=1&fileNo=0>>

(16) 조경래ほか『2013 자전거이용 활성화를 위한 시민의식 조사 결과보고서』경남리서치, 2014.2, p.184. <http://www.primis.go.kr/homepage/researchCommon/downloadResearchAttachFile.do?jsessionid=08A58146117D6202985429A54D9B7B94.node02?work_key=001&file_type=CPR&seq_no=001&pdf_conv_yn=N&research_id=5670000-201400001>

(17) 신상윤「자전거친국 가로막는 자전거보행자 전용도로」『헤럴드경제』2015.3.24. <http://news.heraldcorp.com/view.php?ud=20150324000399&md=20150324104342_BL>

の間の分離帯の設置、駅やバス乗り場周辺の駐輪場の拡大等を行い、自転車の交通手段分担率を日本や欧州並に引き上げる方針を示した⁽¹⁸⁾。

李明博政権発足前から、自転車政策が自転車道路等の量的拡大を中心に実施された場合、利便性や安全性の確保のための努力が後回しにされることを憂慮する声はあったが⁽¹⁹⁾、自転車道路が大幅に伸びた現在、改めてその質の向上が課題となっている。

II 法改正の動向

李明博政権発足以降、同政権による自転車政策の推進や自転車利用環境の変化に伴い、1995年に制定された自転車利用活性化法の改正が相次いでいる(表1参照)。

2008年11月、行政安全部は前述の総合対策の中で、駐輪場の拡大、自転車安全教育の強化等のための自転車利用活性化法改正を行う方針を示した。

総合対策の内容が反映された改正法案は、与党議員による議員提出法案として提出された⁽²⁰⁾。同改正法案は、審議の過程で他の複数の法案との一本化を経て2009年12月7日に本会議で可決され、同月29日に公布された。

その後、最近普及してきた新しい自転車利用の在り方(①公営自転車、②鉄道への自転車の持込み、③電動自転車)に対応した法改正も順次行われた。

①は、地方公共団体による自転車貸与事業(コミュニティサイクル)を指し、韓国では2008年10月に前述の昌原市において、初めて複数の無人サイクルポートによる公営自転車(愛称:ヌビジャ)が本格導入された⁽²¹⁾。現在ではソウル特別市の公営自転車(愛称:タルンイ)をはじめ、他都市にも拡大している。2014年の法改正⁽²²⁾(以下「2014年改正」という。他の法改正についても同じ。)により、地方公共団体が公営自転車事業を運営する根拠規定(第10条の2)が新設された。

②については、鉄道事業者は以前から一定の要件を満たす折り畳み自転車の持込みは認めていたが、自転車を折り畳まずにそのまま持ち込める鉄道の路線が少しずつ拡大してきた。それを受けて、2016年改正により、国及び地方公共団体が鉄道への自転車持込みを奨励し支援する根拠規定(第11条の3)が新設された⁽²³⁾。

また、③についても、今後の利用及び開発の促進、利用時の安全確保のため、2017年3月改正⁽²⁴⁾により、電動自転車の定義、安全要件等に係る複数の規定が新設された。

①、②、③は、いずれも李明博政権下の総合対策において利用促進や開発支援が言及されていた事項であるが、次の朴槿恵政権下において自転車利用活性化法に反映された。

(18) 행정자치부 「자전거도로 더욱 안전해진다」 2015.3.24. <http://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileDownload.do?atchFileId=FILE_00000000050417&fileSn=1> なお、日本の自転車保有台数(2013年)は約7200万台、平成22年度全国都市交通特性調査に基づいた日本の自転車の交通手段分担率(2010年)は13%とされている。国土交通省「自転車交通」(平成26年度政策レビュー結果(評価書)) 2015.3, pp.10-12. <<http://www.mlit.go.jp/common/001085121.pdf>>

(19) 최진석 「자전거 정책의 추진실태 및 과제」 『월간교통』 105호, 2006.11, pp.11-12. <https://www.koti.re.kr/compoent/file/ND_fileDownload.do?q_fileSn=3609&q_fileId=20120519_0003609_00060454>

(20) 「[1806789] 자전거이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(행정안전위원장)」의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E009A0H2J2I6S1P7M3C7T1O9W7P4H8>

(21) それ以前にも地方公共団体による自転車貸与事業は存在していたが、身分証を預ける必要があるなど利便性に課題が残されていた。오수보 「자전거 관련 법규·제도·시설상 문제점과 개선방향」 前掲注(19), pp.18-19.

(22) 「[1908855] 자전거이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(안전행정위원장)」의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F1B3Z1I2L1T1S1G8X0F5R2R0Z5W7H8>

(23) 「[1918374] 자전거 이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(안전행정위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1K5H1S1N2B7X1E4G2Y0L0Y4T6F2T2>

(24) 「[2005896] 자전거 이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(안전행정위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L1Z7H0Q1C1U0X1Y8P3X3D5L8Z2W2J6>

表 1 李明博政権以降の自転車利用活性化法の改正

改正年月	主な改正内容
2009年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の定義に係る規定（第2条第1号）を新設 ・自転車道路の区分のうち、「自転車自動車兼用道路」を廃止し、「自転車専用レーン」を新設（第3条第3号） ・自転車の日の指定・運営に係る規定（第4条の2）を新設 ・「自転車利用施設整備計画」を「自転車利用活性化計画」に変更し、計画策定頻度（5年ごと）を明記（第5条） ・一定割合を駐輪場に割り当てるのが義務付けられる駐車場の範囲を拡大（第11条） ・自転車道路上の妨害物除去に係る規定（第11条の2）を新設 ・自転車道路地図の製作・普及に係る努力義務規定（第13条第2項）を新設 ・公営自転車修理センターの設置・運営に係る規定（第13条の2）を新設 ・地方公共団体の自転車利用活性化施策に対する評価に係る規定（第14条の2）を新設 ・小中学校の児童・生徒及び住民に対する自転車関連交通安全教育を義務化（第21条） ・登録自転車の情報共有・統合管理に係る規定（第22条第2項）を新設
2014年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車道路の区分に「自転車優先道路」を追加（第3条第4号） ・公営自転車運営事業に係る規定（第10条の2）を新設
2016年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道への自転車持込みを奨励し支援する根拠規定（第11条の3）を新設 ・自転車関連統計の作成・公表に係る規定（第14条の3）を新設 ・自転車登録の方法（登録番号の付与、登録番号ステッカーの貼付）に係る規定（第22条第2項）を追加し、情報共有のためのシステムの構築・運営に係る規定（第22条第3項～第4項）を新設
2017年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・電動自転車の定義（第2条第1号の2）、充電スタンドの設置（第11条の4）、安全要件等（第20条の2）、運転制限（第22条の2）及び罰則（第24条及び第25条）に係る規定を新設 ・自転車関連統計に「自転車駐輪場設置現況」を追加（第14条の3第1項第1号）
2017年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車関連交通安全教育に、4つの内容（自転車の通行方法、交通法規、点検及び管理、その他安全な利用のために必要な事項）を含める規定（第21条第3項）を新設

（出典）自転車利用活性化に関する法律の条文を基に筆者作成。

III 現行法の概要

1 構成

現行の自転車利用活性化法（2017年10月最終改正）は、第1章：総則（第1条～第4条の2）、第2章：自転車利用施設⁽²⁵⁾の整備（第5条～第14条の3）、第3章：自転車の利用方法等（第15条～第23条）、第4章：罰則（第24条～第25条）及び附則から成る（表2参照）。

反射器材の取付けや夜間の灯火を義務付ける第16条（自転車の灯火等）は、自転車利用者の自主的な判断に任せるという理由により、2人乗りを禁じる第19条（自転車の乗車制限）は、非現実的で実効性がないという理由により、それぞれ1999年改正⁽²⁶⁾により削除された⁽²⁷⁾。

また、第15条（自転車の通行方法等）、第17条（自転車通行の保護）、第18条（自転車道路の利用制限）及び反則行為に関する処理の特例について規定した第5章（第26条～第29条）は、2009年改正により削除され、道路交通法⁽²⁸⁾第13条の2、第19条等に移された⁽²⁹⁾。

(25) 自転車道路、自転車駐輪場、電動自転車充電スタンドその他自転車の利用に関連する施設であって、大統領令で定めるもの（自転車利用活性化法第2条第2号）。

(26) 「[151627] 자전거이용활성화에관한법률중개정법률안 (대안) (행정자치위원장)」의안정보시스템 웹사이트 〈<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=015175>〉

(27) ただし、夜間の灯火については、道路交通法第37条第1項の規定により、自転車を含む全ての車に義務付けられている。

(28) 「도로교통법 (법률 제14911호)」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198229&ancYd=20171024&ancNo=14911&efYd=20180425&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

(29) 2009年改正では、削除された第18条の規定に係る罰則を定めた第24条及び第25条も削除されたが、2017年3月改正により、新たに電動自転車の安全要件等に係る罰則を定めた規定が第24条及び第25条として新設された。

2 主な内容

(1) 自転車の定義

1995年の法制定時は自転車に係る定義がなく、安全対策に支障をきたすとして以前から問題となっていたが⁽³⁰⁾、2009年改正により、「人の力でペダル又は手漕ぎペダルを使用して動く駆動装置、操向装置及び制動装置を有する車輪が2つ以上の車であって、行政安全部令で定める大きさ及び構造を備えたもの」と定義された(第2条第1号)。

また、2017年3月改正により電動自転車の定義が新設され、①電動アシスト車であること(電動機だけでは動かないこと)、②時速25キロメートル以上では電動機が作動しないこと、③全重量が30キログラム未満であることを全て満たす自転車と定義された(第2条第1号の2)。

これまで電動自転車は、道路交通法上の原動機付自転車とみなされていたため、運転には免許が必要であったが、自転車利用活性化法上の自転車と定義されたことにより運転免許が不要となり、自転車道路を通行することも可能となった。

(2) 自転車道路

前述のとおり、韓国の自転車道路は、①自転車専用道路、②自転車・歩行者兼用道路、③自転車専用レーン、④自転車優先道路の4つに区分されている(第3条)。④は、2014年改正により新設された区分であり、原則として、自動車の1日の通行量が大統領令で定める基準(2千台)より少ない道路が対象となっている。なお、自転車道路の設置者は主に地方公共団体であるが、国も設置することができる(第7条)。

(3) 政府及び地方公共団体の義務等

地方公共団体の長に対し、自転車利用の促進のための「自転車利用活性化計画」を5年ごとに策定することが義務付けられているほか(第5条)、地方公共団体の長が公営自転車運営事業(第10条の2)、電動自転車の充電スタンドの設置(第11条の4)、自転車修理センターの運営(第13条の2)等を行う根拠規定、さらには国及び地方公共団体が鉄道車両内における自転車固定用のスタンドの設置を奨励し、その費用に係る支援を行う根拠規定(第11条の3)が設けられている。行政安全部長官(以下「長官」という)は、自転車利用促進に係る地方公共団体の施策の進捗状況を評価し、評価結果が優秀な地方公共団体には財政上の支援を行うことができる(第14条の2)。

また、2009年改正により、一定割合を駐輪場にすることが義務付けられる駐車場の範囲が拡大し、これまでの、地方公共団体の長が設置する駐車場だけでなく、駐車場法⁽³¹⁾第19条で定める施設・設備(駅、バスターミナル等)に設置する駐車場についても、一定割合を駐輪場にすることが義務付けられた(第11条)。

なお、自転車政策の策定に資するため、2016年改正により、長官に対し、関連統計を定期的に作成し公表することが義務付けられた(第14条の3)。

(4) 自転車道路及び自転車の管理制度

地方公共団体の長に対し、自転車道路台帳の作成・保管義務(第13条第1項)、自転

(30) 최진석 前掲注(19), pp.9-10.

(31) 「주차장법 (법률 제14952호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198297&ancYd=20171024&ancNo=14952&efYd=20181025&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

車道路地図の製作・普及の努力義務（第13条第2項）が課せられているほか、地方公共団体の長による放置自転車の処分（移動、保管、売却等）も規定されている（第20条第2項）。

自転車登録は所有者の義務ではないが、地方公共団体に自転車を登録することができる（第22条第1項）。地方公共団体の長は、登録自転車に登録番号を付与し、防犯・識別用に登録番号が印刷されたステッカーを貼付することができる（第22条第2項）。

なお、法制定時は、地方公共団体に登録された情報を共有するための規定がなかったが、2016年改正により、長官が一元的管理のための情報システムを構築・運営し、地方公共団体や関係機関と登録情報を共有することが可能となった（第22条第3項）。

(5) 安全教育及び安全対策

小中学校の長及び地方公共団体の長に対し、それぞれ児童・生徒及び住民に自転車利用に関連した交通安全教育を行うことが義務付けられている（第21条第1項及び第2項）。当初は義務ではなかったが、2009年改正により義務化された。さらに、2017年10月改正⁽³²⁾により、当該交通安全教育に4つの内容（自転車の通行方法、交通法規、点検及び管理、その他安全な利用のために必要な事項）を必ず含めることが規定された（第21条第3項）。

また、電動自転車には一定の安全要件を設け、要件から逸脱する改造の禁止、不適合車の自転車道路通行禁止等を規定するとともに（第20条の2）、電動自転車の運転に年齢制限を設け、13歳未満の運転を禁止した（第22条の2）。

そのほか、地方公共団体の長に対し、自転車道路に通行の妨害となる物を放置しないよう指導を行うことも義務付けている（第11条の2）。

表2 自転車利用活性化に関する法律の構成と概要（2017年10月最終改正）

章	条	見出し	主な内容
1	1	目的	自転車利用者の安全及び便宜を図り、利用活性化に資すること
	2	定義	「自転車」、「電動自転車」、「自転車利用施設」等の定義
	3	自転車道路の区分	自転車道路の区分（①自転車専用道路、②自転車・歩行者兼用道路、③自転車専用レーン、④自転車優先道路）
	4	国及び地方公共団体の責務	自転車利用活性化のための総合的な施策の整備
	4-2	自転車の日の指定・運営	長官による指定（同法施行規則により4月22日）・運営
2	5	自転車利用活性化計画の策定	地方公共団体の長による5年ごとの活性化計画の策定
	6	活性化計画の公告・閲覧	地方公共団体の長による活性化計画の公告及び一般人の閲覧
	7	自転車道路の路線指定	自転車道路設置時の地方公共団体の長による指定・告示
	8	都市・郡計画等への反映	自転車利用及び関連施設の拡充計画の、都市・郡計画、都市交通整備基本計画等への反映
	9	自転車利用施設の構造及び施設基準	自転車利用施設の構造及び施設基準を下位法令で規定
	10	自転車利用施設の整備	自転車道路設置時の警察との協議等
	10-2	公営自転車運営事業	地方公共団体の長による公営自転車の運営
	11	自転車駐輪場の設置・運営	駐輪場設置時の駐輪場の設置義務
11-2	自転車道路の安全確保	自転車道路に妨害物を放置しないよう地方公共団体の長が指導	

(32) 「[2004460] 자전거 이용 활성화에 관한 법률 일부개정법률안 (소병훈의원 등 10인)」의안정보시스템웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1T6V1P2Z1H9A1S6P3V6G4O2A2S3T8>

2	11-3	公共交通手段内への自転車スタンドの設置	国及び地方公共団体による、鉄道に自転車を持ち込むための自転車スタンド設置の奨励
	11-4	電動自転車充電スタンドの設置	地方公共団体の長による電動自転車充電スタンドの設置
	12	公共事業施行者の自転車利用施設の整備	道路開設、宅地開発、工業・観光団地造成等を行う事業者に対する自転車道路設置義務
	13	自転車道路台帳の作成・保管	地方公共団体の長に対する自転車道路台帳の作成・保管義務等
	13-2	自転車修理センターの運営	地方公共団体の長による自転車修理センターの設置・運営
	14	他の法律の規定による許認可等の擬制	第7条の規定による自転車道路の指定・告示を、河川工事の施行許可、立木伐採等の許認可とみなすこと
	14-2	自転車利用活性化の評価	長官による地方公共団体の活性化施策の評価
3	14-3	自転車関連統計の作成・公表	長官に対する自転車関連統計の作成・公表義務
	20	自転車の無断放置の禁止	放置自転車の禁止、地方公共団体の長による放置自転車の処分
	20-2	電動自転車の安全要件等	安全要件遵守、違法改造禁止、不適合車の自転車道路運転禁止
	21	自転車運転教育等	小中学校の長等に対する自転車関連交通安全教育の義務等
	22	自転車の登録等	地方公共団体の長による自転車登録番号の付与、長官による情報システムの構築・運営、関係機関との情報共有等
	22-2	電動自転車の運転制限	13歳未満の子どもの運転禁止
4	23	権限の委任	自転車登録業務の下部行政機関の長への委任
	24	罰則	電動自転車を違法に改造した者に対する懲役又は罰金
	25	過料	不適合車を自転車道路で運転した者に対する過料
附	施行期日		

(注) 削除された条(第15条～第19条、第26条～第29条)は省略。表中の長官は行政安全部長官。
(出典) 自転車利用活性化に関する法律の条文を基に筆者作成。

おわりに

2017年3月の自転車利用活性化法改正により、電動自転車に係る制度的基盤が整ったことから、韓国政府は電動自転車の利用促進への期待を表明している⁽³³⁾。

韓国は都市部でも坂が多い。また、自転車・歩行者兼用道路は、段差も多く歩行者にも注意が必要なため、慎重な走行を要するといわれる⁽³⁴⁾。今後、電動自転車の普及や自転車道路の整備が進めば、日常の交通手段としての自転車の活用が一層進んでいくと思われる。

(ふじわら なつと)

(33) 행정자치부 「안전요건을 갖춘 전기자전거 자전거도로 달린다」 2017.3.2. <http://www.mois.go.kr/cmm/fms/FileD_000692595D81rkS&fileSn=1>

(34) 二階宏之 「韓国の自転車事情」 『IDEスクエア』 2017.9, p.6. <https://ir.ide.go.jp/?action=repository_uri&item_id=49748&file_id=58>

自転車利用活性化に関する法律

자전거 이용 활성화에 관한 법률

(一部改正 2017年10月24日 法律第14913号 施行 2018年1月25日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第4条の2）
- 第2章 自転車利用施設の整備（第5条～第14条の3）
- 第3章 自転車の利用方法等（第15条～第23条）
- 第4章 罰則（第24条～第25条）
- 附則

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、自転車利用者の安全及び便宜を図り、自転車利用の活性化に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「自転車」とは、人の力でペダル又は手漕ぎペダルを使用して動く駆動装置、操向装置及び制動装置を有する車輪が2つ以上の車であって、行政安全部⁽²⁾令で定める大きさ及び構造を備えたものをいう。
- 1の2. 「電動自転車」⁽³⁾とは、自転車であって、人の力を補助するために電動機を装着し、次の各目⁽⁴⁾に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - イ. ペダル（手漕ぎペダルを含む。）と電動機を同時に動力とすることにより動き、電動機のみでは動かないこと。
 - ロ. 時速25キロメートル以上で動くときは、電動機が作動しないこと。
 - ハ. 装着された装置の重量を含む自転車全体の重量が30キログラム未満であること。
2. 「自転車利用施設」とは、自転車道路、自転車駐輪場、電動自転車充電スタンドその他自転車の利用に関連する施設であって、大統領令で定めるものをいう。
3. 「自転車利用施設の整備」とは、自転車利用施設の開設、拡張、舗装及び維持管理をいう。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年1月25日である。また、[]内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「자전거 이용 활성화에 관한 법률 (법률 제14913호)」 국가법령정보센터ウェブサイト (http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198245&ancYd=20171024&ancNo=14913&efYd=20180125&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000) なお、法律第14913号の施行日は2018年1月25日であるが、この翻訳では、同年3月22日に施行される法律第14617号（2017年3月21日公布、2018年3月22日施行）により新設又は改正された条項（第2条第1号の2、同条第2号、第8条、第11条の4、第14条の3第1項第1号、第20条の2、第22条の2、第24条及び第25条）の内容を反映させた。

(2) 部は省に相当。

(3) 原文の直訳は「電気自転車」である。

(4) 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。

4. 「道路管理庁」とは、「道路法」⁽⁵⁾の規定による道路管理庁⁽⁶⁾、「農漁村道路整備法」⁽⁷⁾の規定により農漁村道路の整備を担当する地方公共団体の長並びに第7条の規定による自転車道路の路線を指定・告示した地方公共団体の長及び中央行政機関の長をいう。

第3条（自転車道路の区分）

自転車道路は、次のとおり区分する。

1. 自転車専用道路：自転車のみが通行することができるよう、分離帯、境界石その他これらに類する施設・設備⁽⁸⁾により、車道及び歩道と区分して設置した自転車道路
2. 自転車・歩行者兼用道路：自転車のほか、歩行者も通行することができるよう、分離帯、境界石その他これらに類する施設・設備により車道と区分し、又は別に設置した自転車道路
3. 自転車専用レーン⁽⁹⁾：車道の一定部分を自転車のみが通行するよう、車線、安全標識又は路面標示により、他の車が通行するレーンと区分したレーン
4. 自転車優先道路：自動車の通行量が、大統領令で定める基準より少ない道路の一部区間及びレーンを定め、自転車と他の車が相互に安全に通行することができるよう、道路に路面標示することにより設置した自転車道路

第4条（国及び地方公共団体の責務）

- ① 国及び地方公共団体は、自転車利用施設の整備並びに自転車利用者の安全及び便宜を図る等、自転車利用活性化のための総合的な施策を整備しなければならない。
- ② 国は、自転車利用施設の整備を促進するため、自転車利用施設の整備に要する費用の一部を地方公共団体に補助することができる。
- ③ 特別市長、広域市長及び道知事⁽¹⁰⁾は、国が第2項の規定により市・郡・自治区⁽¹¹⁾（以下「市・郡・区」という。）に費用を補助するときは、「補助金管理に関する法律」⁽¹²⁾の規定により、市・郡・区が負担しなければならない費用の一部を補助することができる。
- ④ 自転車の利用活性化の促進及び利用条件の改善のために必要な事項は、地方公共団体の条例で定める。

第4条の2（自転車の日の指定・運営）

- ① 行政安全部長官は、自転車利用者の自負心を高め、自転車利用を活性化させるため、自転車の日を指定・運営する。
- ② 自転車の日の指定・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

(5) 「도로법 (법률 제15115호)」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=199158&ancYd=20171128&ancNo=15115&efYd=20180529&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

(6) 国土交通部長官及び地方公共団体の長を指す（道路法第2条第5号）。

(7) 「농어촌도로 정비법 (법률 제14839호)」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195070&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170922&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

(8) 原文の直訳は「施設物」である。

(9) 原文の直訳は「自転車専用車路」である。

(10) 特別市はソウル特別市を、広域市は釜山（プサン）、大邱（テグ）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）、大田（テジョン）及び蔚山（ウルサン）の6つの広域市を指す。また、道は京畿（キョンギ）道、江原（カンウォン）道、忠清（チュンチョン）北道、忠清南道、全羅（チョルラ）北道、全羅南道、慶尚（キョンサン）北道及び慶尚南道を指す。韓国の地方自治制度については、以下の資料を参照。森法子・申斗燮『韓国の地方自治—2015年改訂版—』自治体国際化協会、2015.12. 〈<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j52.pdf>〉

(11) ソウル特別市及び6つの広域市に設置された区を指し、各自治区は公選の区庁長及び区議会を有する。

(12) 「보조금 관리에 관한 법률 (법률 제15022호)」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198555&ancYd=20171031&ancNo=15022&efYd=20181101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

第2章 自転車利用施設の整備

第5条（自転車利用活性化計画の策定）

- ① 特別市長、広域市長、特別自治市長⁽¹³⁾、道知事及び特別自治道知事⁽¹⁴⁾（以下「市・道知事」という。）並びに市長、郡守及び自治区の区庁長（以下「市長・郡守・区庁長」という。）は、大統領令で定めるところにより、地方警察庁長・警察署長又は地方国土管理庁⁽¹⁵⁾長等の意見を聞き、自転車利用活性化計画（以下「活性化計画」という。）を5年ごとに策定しなければならない。活性化計画のうち、大統領令で定める重要事項を変更する場合も、同様〔に意見を聞くこと〕とする。
- ② 第1項の規定にかかわらず、「道路法」第23条第1項第1号の規定により、道路管理庁が国土交通部長官である国道の場合は、国土交通部長官が市・道知事の意見を聞き、活性化計画を策定することができる。
- ③ 活性化計画には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。この場合において、活性化計画のうち、都市・郡計画に関連する事項は、「国土の計画及び利用に関する法律」⁽¹⁶⁾の規定に適合するようにしなければならない。
1. 自転車利用施設の整備の基本的方向性
 2. 年度別活性化計画
 3. 自転車利用者の安全性確保のための方策
 4. その他大統領令で定める事項
- ④ 市・道知事及び市長・郡守・区庁長が活性化計画を策定するに際し、隣接地方公共団体の自転車道路と接続⁽¹⁷⁾する必要があるときは、大統領令で定めるところにより、隣接地方公共団体の長と協議しなければならない。特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守が邑・面⁽¹⁸⁾地域の国道・地方道について活性化計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該道路の〔道路〕管理庁と協議しなければならない。
- ⑤ 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、活性化計画を策定したときは、遅滞なく行政安全部長官又は市・道知事（特別自治市長及び特別自治道知事を除く。以下、この項において同じ。）に報告しなければならない。この場合において、市・道知事は、市長・郡守・区庁長が策定した活性化計画が、市・道知事が策定した活性化計画に適合しないときは、調整を要求することができる。

第6条（活性化計画の公告・閲覧）

市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、行政安全部令で定めるところにより、活性化計画を公告し、一般人が当該特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道、市（「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法」⁽¹⁹⁾第10条第2項の規定に

(13) 世宗（セジョン）特別自治市の市長を指す。

(14) 済州（チェジュ）特別自治道の知事を指す。

(15) 国土交通部の出先機関で、ソウル特別市、原州（ウォンジュ）市、大田広域市、益山（イクサン）市、釜山広域市に置かれている。

(16) 「국도의 계획 및 이용에 관한 법률 (법률 제14839호)」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195224&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

(17) 原文の直訳は「連携」である。

(18) 基礎自治体（日本の市町村に相当）の下部行政組織で、市又は郡の下に設置される。

(19) 「제주특별자치도 설치 및 국제자유도시 조성을 위한 특별법 (법률 제14915호)」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198247&ancYd=20171024&ancNo=14915&efYd=20180425&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

よる行政市⁽²⁰⁾を含む。)、郡、区及び自治区ではない区⁽²¹⁾において閲覧することができるようにしなければならない。活性化計画が変更された場合も、同様とする。

第7条（自転車道路の路線指定）

- ① 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、自転車道路を設置し、又は設置しようとするときは、行政安全部令で定めるところにより、その路線を指定・告示しなければならない。指定・告示された自転車道路の路線を変更し、又は廃止しようとする場合も、同様とする。
- ② 第1項の規定にかかわらず、国土交通部長官が活性化計画を策定し設置した自転車道路の場合は、国土交通部長官が当該路線を指定・告示する。

第8条（都市・郡計画等への反映）

行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する計画を策定するときは、大統領令で定めるところにより、自転車の利用及び自転車利用施設の拡充計画を含めなければならない。

1. 「国土の計画及び利用に関する法律」の規定による都市・郡計画
2. 「都市交通整備促進法」⁽²²⁾の規定による都市交通整備基本計画
3. 宅地開発計画、工業団地・観光団地⁽²³⁾の造成計画又は公共道路の開設・拡張及び再整備の計画

第9条（自転車利用施設の構造及び施設基準）

自転車利用施設の構造及び施設基準は、行政安全部及び国土交通部の共同部令で定める。

第10条（自転車利用施設の整備）

- ① 自転車利用施設は、この法律又は他の法律に特別な規定がある場合を除き、道路管理庁が整備する。
- ② 道路管理庁は、道路に自転車道路を設置し、又は設置された自転車道路を変更若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ管轄の地方警察庁長又は警察署長と協議しなければならない。

第10条の2（公営自転車運営事業）

- ① 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、自転車利用の利便性⁽²⁴⁾を向上させるため、公営自転車運営事業（公衆の利用に供するために地方公共団体が所有又は管理する自転車を、利用者から使用料を得て貸与する事業をいう。）を行うことができる。
- ② 第1項の規定による公営自転車運営事業に必要な事項は、大統領令で定める範囲において、当該地方公共団体の条例で定める。

第11条（自転車駐輪場の設置・運営）

- ① 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、「駐車場法」⁽²⁵⁾第7条の規定により路上駐車を設置しようとするときは、道路又はその周辺に、大統領令で定めるところにより、自転車駐輪場を設置しなければならない。

(20) 濟州特別自治道に設置された、自治権を有さない2市（濟州市及び西帰浦（ソギポ）市）を指す。

(21) 人口50万人以上の市（特定市）に設置された自治権を有さない区。

(22) 「도시교통정비 촉진법（법률 제14944호）」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198288&ancYd=20171024&ancNo=14944&efYd=20180210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

(23) 観光関連施設を集積させた観光の拠点地域。

(24) 原文の直訳は「便宜」である。

(25) 「주차장법（법률 제14952호）」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198297&ancYd=20171024&ancNo=14952&efYd=20181025&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

- ② 「駐車場法」第12条及び第12条の3の規定により設置する路外駐車場⁽²⁶⁾には、大統領令で定めるところにより、自転車駐輪場を設置しなければならない。ただし、大統領令で定める路外駐車場の場合は、その限りでない。
- ③ 「駐車場法」第19条の規定による施設・設備を建築し、又は設置しようとする者及び「住宅法」⁽²⁷⁾第35条の規定による住宅建設基準等により駐車場を設置しなければならない事業主体は、大統領令で定めるところにより、自転車駐輪場を設置しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による自転車駐輪場の管理・運営等に必要な事項は、大統領令で定める範囲において、当該地方公共団体の条例で定める。

第11条の2（自転車道路の安全確保）

特別自治市長・特別自治道知事及び市長・郡守・区庁長は、自転車通行の妨害となる物等を自転車道路に放置しないよう指導しなければならない。

第11条の3（公共交通手段内への自転車スタンド⁽²⁸⁾の設置）

- ① 国及び地方公共団体は、自転車利用者が自転車を携帯し、公共交通手段⁽²⁹⁾（「大衆交通の育成及び利用促進に関する法律」⁽³⁰⁾第2条第2号ロ目及びハ目の規定による都市鉄道車両及び鉄道車両をいう。以下、この条において同じ。）を利用することができるよう、公共交通手段を運営する者に、当該公共交通手段内に自転車を固定させることができる自転車スタンドの設置を勧奨することができる。
- ② 国及び地方公共団体は、第1項の規定により自転車スタンドを設置する者に対し、予算の範囲内で、設置に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

第11条の4（電動自転車充電スタンドの設置）

- ① 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、自転車駐輪場その他必要な場所に電動自転車充電スタンドを設置することができる。
- ② 第1項の規定による電動自転車充電スタンドの設置・運営に必要な事項は、地方公共団体の条例で定める。

第12条（公共事業施行者の自転車利用施設の整備）

道路を開設・拡張・再整備し、宅地開発を行い、又は工業団地及び観光団地等を造成する事業者は、行政安全部令で定めるところにより、道路管理庁の承認を受け、第5条及び第8条の規定による活性化計画等に従い自転車道路を設置しなければならない。ただし、大統領令で定める事由があるときは、その限りでない。

第13条（自転車道路台帳の作成・保管）

- ① 特別自治市長・特別自治道知事及び市長・郡守・区庁長は、行政安全部令で定めるところにより、自転車道路台帳を作成・保管しなければならない。
- ② 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第7条の規定による自転車道路の路線を中心に、これと隣接する自転車通行路、自転車横断帯、駐輪施設及び接続交通施設等を含む自転車道路地図の製作及び普及のために努力しなければならない。

(26) 道路の路面外に設置される駐車場であって、一般の利用に供されるものを指す。

(27) 「주택법（법률 제14866호）」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=196515&ancYd=20170809&ancNo=14866&efYd=20171110&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

(28) 原文の直訳は「自転車据置台」である。

(29) 原文の直訳は「大衆交通手段」である。

(30) 「대중교통의 육성 및 이용촉진에 관한 법률（법률 제14856호）」 국가법령정보센터ウェブサイト 〈<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=196505&ancYd=20170809&ancNo=14856&efYd=20180210&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>〉

第 13 条の 2 (自転車修理センターの運営)

- ① 特別自治市長・特別自治道知事及び市長・郡守・区庁長は、住民自治センター又は総合社会福祉館等に自転車修理センターを設置し運営することができる。
- ② 自転車修理センターの運営に必要な事項は、地方公共団体の条例で定める。

第 14 条 (他の法律の規定による許認可等の擬制)

- ① 第 7 条の規定により、自転車道路の路線が指定・告示されたときは、次の各号のいずれかに該当する許可、免許、決定、認可、承認等を受けたものとみなす。
 1. 「河川法」⁽³¹⁾ 第 30 条の規定による河川工事の施行許可、同法第 33 条の規定による河川の占用許可及び同法第 50 条の規定による河川水の使用許可
 2. 「共有水面の管理及び埋立てに関する法律」⁽³²⁾ 第 8 条の規定による共有水面の占用・使用許可及び同法第 28 条の規定による共有水面埋立免許
 3. 「山林資源の造成及び管理に関する法律」⁽³³⁾ 第 36 条第 1 項及び第 4 項並びに「山林保護法」⁽³⁴⁾ 第 9 条第 2 項の規定による立木伐採等の許可・申告
 4. 「砂防事業法」⁽³⁵⁾ 第 14 条の規定による立木・竹の伐採等の許可及び同法第 20 条の規定による砂防地の指定解除
 5. 「農地法」⁽³⁶⁾ 第 34 条第 1 項の規定による農地転用許可
 6. 「自然公園法」⁽³⁷⁾ 第 12 条から第 14 条までの規定による公園計画の決定
- ② 道路管理庁は、自転車道路の工事を施行し、又は第 12 条の規定により自転車道路の設置を承認しようとする場合であって、第 1 項各号のいずれかに該当する事項が含まれているときは、あらかじめ関係機関と協議しなければならない。

第 14 条の 2 (自転車利用活性化の評価)

- ① 行政安全部長官は、地方公共団体の自転車利用活性化施策の推進事項等の評価することができる。
- ② [行政安全部長官は、] 第 1 項の規定による評価結果が優秀な地方公共団体には、財政支援等を行うことができる。

第 14 条の 3 (自転車関連統計の作成・公表)

- ① 行政安全部長官は、自転車利用活性化策を整備するため、次の各号に掲げる事項が含まれた統計(以下「自転車関連統計」という。)を定期的に作成し公表しなければならない。
 1. 自転車道路の路線現況、自転車道路通行量、自転車駐輪場設置現況等の自転車利用施設の現況
 2. 自転車保有現況、交通手段分担率等の自転車利用の現況
 3. 公営自転車の運営現況及び放置自転車の現況

(31) 「하천법 (법률 제14722호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=192567&ancYd=20170321&ancNo=14722&efYd=20170922&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(32) 「공유수면 관리 및 매립에 관한 법률 (법률 제15009호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198521&ancYd=20171031&ancNo=15009&efYd=20180501&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(33) 「산림자원의 조성 및 관리에 관한 법률 (법률 제15080호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199120&ancYd=20171128&ancNo=15080&efYd=20181129&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(34) 「산림보호법 (법률 제14545호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=191154&ancYd=20170117&ancNo=14545&efYd=20180118&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(35) 「사방사업법 (법률 제15080호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=199119&ancYd=20171128&ancNo=15080&efYd=20181129&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(36) 「농지법 (법률 제14985호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198495&ancYd=20171031&ancNo=14985&efYd=20180501&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(37) 「자연공원법 (법률 제14782호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=193400&ancYd=20170418&ancNo=14782&efYd=20170719&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

4. その他行政安全部長官が自転車利用活性化のために必要と認める資料
- ② 行政安全部長官は、自転車関連統計を作成するために必要と認めるときは、地方公共団体の長、道路管理庁等の関係機関の長に、必要な資料又は情報の提供を要請することができる。この場合において、要請を受けた機関の長は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ③ 第1項の規定による自転車関連統計の作成頻度、作成方法、公表方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 自転車の利用方法等

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条（自転車の無断放置の禁止）

- ① 何人も、道路、自転車駐輪場その他公共の場所に自転車を無断で放置し、通行を妨害してはならない。
- ② 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項の規定に違反した自転車に対しては、大統領令で定めるところにより、移動、保管、売却その他必要な処分を行うことができる。

第20条の2（電動自転車の安全要件等）

- ① 電動自転車は、構造及び性能等が行政安全部令で定める安全要件に適合していなければならない。
- ② 何人も、電動自転車を安全要件に適合しないように改造してはならない。
- ③ 何人も、安全要件に適合しない電動自転車を自転車道路において運転してはならない。

第21条（自転車運転教育等）

- ① 小学校及び中学校の長は、「初等中等教育法」⁽³⁸⁾で定める範囲において、自転車利用に関連した交通安全教育を行わなければならない。
- ② 市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、住民に対し、自転車利用に関連した交通安全教育等を行わなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規定による交通安全教育には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。
1. 自転車の通行原則及び通行方法
 2. 運転者の遵守事項等の自転車関連交通法規
 3. 自転車の点検及び管理の方法

(38) 「초·중등교육법 (법률 제14603호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=192410&ancYd=20170321&ancNo=14603&efYd=20170622&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

4. その他安全な自転車利用のために必要な事項

第22条（自転車の登録等）

- ① 自転車を保有する者は、行政安全部令で定めるところにより、市長（区が設置されていない市の市長に限り、「済州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法」第11条第2項の規定による行政市長を含む。以下、この条及び第23条において同じ。）、郡守又は区庁長（自治区でない区の区庁長を含む。以下、この条及び第23条において同じ。）に自転車を登録することができる。
- ② 市長、郡守又は区庁長は、第1項の規定により登録された自転車に自転車登録番号を付与し、自転車の盗難防止及び識別等のため、行政安全部令で定める装置⁽³⁹⁾を装着することができる。
- ③ 行政安全部長官は、第1項及び第2項の規定による自転車登録番号を効率的に統合・管理するため、情報システムを構築・運営することができる。この場合において、行政安全部長官は、盗難に遭った自転車の回収、無断で放置された自転車の処理等のため、関係中央行政機関、地方公共団体及び警察官署と自転車登録情報を共有することができる。
- ④ 第3項の規定による情報システムの構築・運営に必要な事項は、行政安全部令で定める。

第22条の2（電動自転車の運転制限）

13歳未満の子どもの保護者は、子どもに電動自転車を運転させてはならない。

第23条（権限の委任）

市長、郡守又は区庁長は、第22条の規定による自転車登録業務を、行政安全部令で定めるところにより邑・面・洞⁽⁴⁰⁾の長に委任することができる。

第4章 罰則

第24条（罰則）

第20条の2第2項の規定に違反し、電動自転車の安全要件に適合しないように電動自転車を改造した者は、6か月以下の懲役又は500万ウォン⁽⁴¹⁾以下の罰金に処する。

第25条（過料）

- ① 第20条の2第3項の規定に違反し、電動自転車の安全要件に適合しない電動自転車を自転車道路において運転した者は、50万ウォン以下の過料を賦課する。
- ② 第1項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより市・道知事、市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

第5章 削除

第26条 削除

第27条 削除

(39) 自転車登録番号が印刷されたステッカーを指す。

(40) 基礎自治体（日本の市町村に相当）の下部行政組織で、市又は区の下に設置される。

(41) 1ウォンは約0.1円（平成30年2月分報告省令レート）。

第 28 条 削除

第 29 条 削除

附則 < 第 14913 号 , 2017.10.24 >

この法律は、公布後 3 か月が経過した日から施行する。

(ふじわら なつと)